

学校法人 日本教育研究団 寄 附 行 為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人日本教育研究団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区南青山三丁目13番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度の職業専門性と深い学識及び卓越した能力を有する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
事業構想大学院大学 事業構想研究科

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・図書の出版業
- 二 調査・研究・コンサルティングの請負業
- 三 教育、学習支援業
- 四 不動産賃貸業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 6名以上10名以内
 - 二 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職は、

正当事由があるときに限り、理事会において理事総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができるものとする。

3 理事長は理事のうちから副理事長を任命することができる。副理事長を解任するときも、前項と同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長
 - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者2名以上4名以内
 - 三 職業的専門性を有する者及び学識経験者の中から理事会において選任した者3名以上5名以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を越える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 理事長において役員たるにふさわしくないと認める非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、この法人の設置する大学の総長を兼ねる。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は理事長を補佐し、理事長の定めるところにより学校法人の業務を掌理する。

(理事の職務)

第14条 理事（理事長及び副理事長を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長においてその職務を代理し、又はその職務を行う。副理事長に事故があるとき、又は副理事長が欠けたときは、理事長において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。その他のときは理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、

これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 第4項の規定により理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事長において定めたものについては、理事長において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 総長

(総長)

第21条 総長は、この法人の設置する学校を総括する。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人には、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13名以上21名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の出席)

第23条 理事(評議員である者を除く。)は、必要に応じ評議員会に出席することができ、理事長より出席を求められたときは、これに応じなければならない。

(議事録)

第24条 第20条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第25条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 事業計画
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 目的たる事業の成功の不能による解散
- 六 収益事業に関する重要事項
- 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第26条 評議員会はこの法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第27条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者2名
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者2名
 - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者3名以上4名以内
 - 四 職業的専門性を有するものうちから、理事会において選任した者3名以上4名以内
 - 五 理事長において選任した者3名以上10名以内
- 2 前項第3号及び4号に規定する評議員数の合計は、7名を超えないものとする。
- 3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第28条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了。
- 二 辞任。

第6章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
5. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第35条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第37条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第38条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第39条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及

び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第 17 条第 3 号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第7章 解散及び合併

(解 散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第39条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、日本教育研究団の掲示場に掲示して行う。

(細 則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年10月24日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	東 英弥
理 事（副理事長）	東 啓子
理 事	野田一夫
理 事	小端 進
理 事	内藤 力
理 事	大越 卓
監 事	結城哲彦

監 事

中島敏樹

- 3 平成30年3月31日までの間は、第27条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは「実務経験者」と読み替えるものとする。
- 4 この寄附行為は、平成27年10月23日から施行する。

新旧の比較対照表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 事業構想大学院大学 事業構想研究科</p> <p>二 社会情報大学院大学 広報・情報研究科</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>事業構想大学院大学 事業構想研究科</p> <p>(新設)</p>
<p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く</p> <p>一 理事 6名以上 <u>11</u>名以内</p> <p>二 監事 2名</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く</p> <p>一 理事 6名以上 <u>10</u>名以内</p> <p>二 監事 2名</p>
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 法人が設置する学校の長 <u>1名以上2名以内</u></p> <p>二 評議員のうちから評議員会において選任した者 <u>2名以上4名以内</u></p> <p>三 職業的専門性を有する者及び学識経験者の中から理事会において選任した者 <u>3名以上5名以内</u></p>	<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 <u>学長</u></p> <p>二 評議員のうちから評議員会において選任した者 <u>2名以上4名以内</u></p> <p>三 職業的専門性を有する者及び学識経験者の中から理事会において選任した者 <u>3名以上5名以内</u></p>

<p>(評議員会)</p> <p>第 22 条</p> <p>2 評議員会は、13 名以上 <u>23</u> 名以内の評議員をもって組織する。</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第 27 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 <u>2 名以上 3 名以内</u> 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 <u>25 年以上</u>のものうちから、理事会において選任した者 <u>2 名以上 3 名以内</u> 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 <u>3 名以上 4 名以内</u> 四 職業的専門性を有するものうちから、理事会において選任した者 <u>3 名以上 4 名以内</u> 五 理事長において選任した者 <u>3 名以上 10 名以内</u> <p><u>附則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>(評議員会)</p> <p>第 22 条</p> <p>2 評議員会は、13 名以上 <u>21</u> 名以内の評議員をもって組織する。</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第 27 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 <u>2 名</u> 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 <u>25 年以上</u>のものうちから、理事会において選任した者 <u>2 名</u> 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 <u>3 名以上 4 名以内</u> 四 職業的専門性を有するものうちから、理事会において選任した者 <u>3 名以上 4 名以内</u> 五 理事長において選任した者 <u>3 名以上 10 名以内</u>
--	---

様式第4号その1(第11号関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類							
区	分	年 度		開設年度の前年度 (平成28年度)	開設年度 (平成29年度)	完成年度 (平成30年度)	合 計
		平成27年度					
設置経費	校 地 (うち造成費)	0千円		0千円	0千円	0千円	0千円
	施 設	基 準 内	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
		基 準 外	—	—	※校地、施設については借用。 契約期間 : 平成28年10月1日～平成39年3月31日		
	設 備	図 書	0千円	5,098千円	0千円	0千円	5,098千円
		教 具 校 具 備 品	0千円	44,839千円	0千円	0千円	44,839千円
	小 計	0千円	49,937千円	0千円	0千円	49,937千円	
新設校の開設年度の経常経費					131,639千円	144,975千円	276,614千円
合 計		0千円	49,937千円		131,639千円	144,975千円	326,551千円

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	- 千円
		基 準 外	- 千円
	設 備	図 書	2,956 千円
		教具・校具・備品	- 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	326, 551千円	平成27年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金828,069千円のうち 326,551千円を財源に充当
合 計	326, 551千円	

財 産 目 録 総 括 表

科 目 \ 年 度	平成26年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成27年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成28年3月31日)
一 基本財産	24,671千円	32,258千円	32,258千円
二 運用財産	714,516千円	848,793千円	848,793千円
三 負債額	203,084千円	144,319千円	144,319千円
1 固定負債	- 千円	- 千円	- 千円
2 流動負債	203,084千円	144,319千円	144,319千円
四 基本財産+運用財産	739,187千円	881,050千円	881,050千円
五 純資産(四-三)	536,104千円	736,732千円	736,732千円

貸借対照表

平成28年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	42,051,721	34,465,005	7,586,716
有形固定資産	30,315,775	22,862,453	7,453,322
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	11,735,946	11,602,552	133,394
流動資産	838,998,586	704,722,328	134,276,258
資産の部合計	881,050,307	739,187,333	141,862,974
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	0	0	0
流動負債	144,318,729	203,083,501	△58,764,772
負債の部合計	144,318,729	203,083,501	△58,764,772
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	78,195,807	60,208,365	17,987,442
第1号基本金	58,195,807	44,208,365	13,987,442
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	20,000,000	16,000,000	4,000,000
繰越収支差額	658,535,771	475,895,467	182,640,304
純資産の部合計	736,731,578	536,103,832	200,627,746
負債及び純資産の部合計	881,050,307	739,187,333	141,862,974

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
28年度	社会情報大学院大学新設に係る教具・工具・備品の整備 教具の整備	教具・工具・備品整備	28年7月発注予定 28年10月納入予定	社会情報大学院大学
	社会情報大学院大学新設に係る図書の購入	図書 1,388冊	28年11月購入予定	社会情報大学院大学
	事業構想大学院大学図書再整備	図書 1,000冊	28年11月購入予定	事業構想大学院大学
29年度	該当なし			
30年度	該当なし			

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		64,000	140,000
手数料収入		1,500	1,500
寄付金収入		0	100,000
補助金収入		0	0
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		0	10,000
受取利息・配当金収入		0	0
雑収入		0	2,000
借入金等収入		0	0
前受金収入		120,000	120,000
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		△ 64,000	△ 120,000
前年度繰越支払資金		△ 33,205	△ 48,345
収入の部合計		88,295	205,155

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分
人件費支出		44,700	53,700
教育研究経費支出		56,789	60,725
管理経費支出		30,150	30,550
借入金等利息支出	}	0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		0	3,000
資産運用支出		0	0
その他の支出		182	182
[予備費]		5,000	5,000
資金支出調整勘定		△ 181,816	△ 19
翌年度繰越支払資金		133,290	52,017
支出の部合計		88,295	205,155

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	開 設 年 度	完 成 年 度
			新設校分	新設校分
教育活動収支	収 入	学生生徒等納付金	64,000	140,000
		手数料	1,500	1,500
		寄付金	0	100,000
		経常費等補助金	0	0
		付随事業収入	0	5,000
		雑収入	0	2,000
		教育活動収入 計	65,500	248,500
	支 出	人件費	44,700	53,700
		教育研究経費	56,789	60,725
		管理経費	30,150	30,550
		徴収不能額等	0	0
教育活動支出 計	131,639	144,975		
教育活動収支差額		△ 66,139	103,525	
教育活動外収支	収 入	受取利息・配当金	0	0
		その他の教育活動外収入	0	5,000
		教育活動外収入 計	0	5,000
	支 出	借入金等利息	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
		教育活動外支出 計	0	0
教育活動外収支差額		0	5,000	
経常収支差額		△ 66,139	108,525	
特別収支	収 入	資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	0	0
		特別収入 計	0	0
	支 出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
		特別支出 計	0	0
特別収支差額		0	0	
〔 予備費 〕		5,000	5,000	
基本金組入前当年度収支差額		△ 71,139	103,525	
基本金組入額合計		0	△ 3,000	
当年度収支差額		△ 71,139	100,525	
前年度繰越収支差額		△ 97,387	△ 168,526	
基本金取崩額		0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 168,526	△ 68,002	

(参考)

事業活動収入 計	65,500	253,500
事業活動支出 計	136,639	149,975